

東日本大震災の復興整備事業に係る経営移譲年金及び特例付加年金の 取扱い（Q & A）

【経営移譲年金】

【問 1】

経営移譲のために後継者に貸している農地が、集団移転促進事業により市町村に買い取られることになりました。

この場合、経営移譲年金は支給停止となるのでしょうか。

【答】

通常、支給停止にならないと考えられます。

経営移譲年金では、経営移譲のために後継者に貸し付けている農地が、経営移譲年金の受給者である農地の所有者に返還された場合には、経営移譲年金の支給が停止されますが、農地が災害により被害を受けた場合や公共の用に供される場合には、経営移譲年金が支給停止とならないよう、例外措置が講じられています。

集団移転促進事業の移転促進区域内の農地については、通常、災害により耕作が困難となった場合に該当すると考えられ、支給停止とはなりません（旧政令*第12条の2第1号イ、旧省令*第35条の3第4号）。

また、集団移転促進事業の移転促進区域外の農地についても、例えば、市町村が住宅用地として当該農地を買収する場合は、地方公共団体が行う居住用地の提供等の住宅経営に該当すると考えられ、支給停止になりません（旧政令第12条の2第1号イ、旧省令第35条の3第7号、平成13年12月28日厚生労働省農林水産省告示第8号）。

被災地における農業者年金の給付等について、ご不明な点があれば農業者年金基金までご相談下さい。

※ 旧政令及び旧省令とは、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づく農業者年金基金法施行令（昭和45年政令第266号）及び農業者年金基金法施行規則（昭和45年厚生・農林省令第2号）をいいます。

【特例付加年金】

【問2】

経営継承のために後継者に貸し付けている農地が、集団移転促進事業により市町村に買い取られることになりました。

この場合、特例付加年金は支給停止となるのでしょうか。

【答】

通常、支給停止にならないと考えられます。

特例付加年金では、経営継承のために後継者に貸し付けている農地が、特例付加年金の受給者である農地の所有者に返還された場合には、特例付加年金の支給が停止されますが、農地が災害により被害を受けた場合や公共の用に供される場合には、特例付加年金が支給停止とならないよう、例外措置が講じられています。

集団移転促進事業の移転促進区域内の農地については、通常、災害により耕作が困難となった場合に該当すると考えられ、支給停止とはなりません（政令*第5条第2号イ、省令*第33条第4号）。

また、集団移転促進事業の移転促進区域外の農地についても、例えば、市町村が住宅用地として当該農地を買収する場合は、地方公共団体が行う居住用地の提供等の住宅経営に該当すると考えられ、支給停止になりません（政令第5条第2号イ、省令第33条第1号ニ、平成15年9月30日農林水産省告示第1532号）。

被災地における農業者年金の給付等について、ご不明な点があれば農業者年金基金までご相談下さい。

※ 政令及び省令とは、独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成15年政令第343号）及び独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成15年農林水産省令第95号）をいいます。